

越 監 公 表 第 9 号

地方自治法第199条第14項の規定により、教育委員会教育長から令和3年（2021年）4月12日付け越監第19号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年6月25日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 小 林 豊代子

越谷市監査委員 細 川 威

監査の結果に係る措置について

学校教育部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(学校管理課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、当該旅行は直帰の旅行であったことから、復路については、自宅最寄り駅を到着地として改めて経路を検索すべきでした。しかしながら、往路の経路中に自宅最寄り駅があつたことから、往路と同じ経路で直帰することが最も経済的であると錯誤したため、過支給となつたものです。

過支給分 31 円については、直ちに誤った旅費請求の取り下げの手続きを行い、令和 3 年 2 月及び 3 月支給分で精算処理を行いました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、定期券保有区間や経由地によって最も経済的な経路が異なることを考慮し、詳細な事前調査を実施し、適正な事務処理に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

学校教育部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ② 定期券保有区間分の減額調整の方法を誤っていたため過支給となっていたもの。(学務課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから、支給金額に過支給が生じてしまいました。

誤った旅費の請求については取り下げの手続きを行い、令和3年3月支給分で精算処理を行いました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

学校教育部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ③ 庶務事務システムへの入力漏れがあったため支給金額に不足が生じていたもの。(学校管理課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、旅行者が旅行命令の内容をシステムに入力することを失念し、また課内における確認も不足していたことから、旅費が未支給となっていたものです。

未支給分については、直ちに庶務事務システムで旅費申請を行い、令和3年3月支給分で不足金額の支給を受けることにより、適正な旅費の執行とすることができました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引き及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、また、管理職員による十分な確認作業を実施し、同様の誤りが発生しないよう留意してまいります。

監査の結果に係る措置について

学校教育部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ④ 庶務事務システムへの入力誤りがあつたため支給金額に不足が生じていたもの。(指導課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であつたことから、支給金額に不足が生じてしまいました。

これについて、後日あらためて申請を行い、令和3年3月支給分で差額の支給を受けることにより、適正な旅費の執行とすることができました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

学校教育部

【指摘事項】

<支出事務>

(2) 委託契約において、契約方法に誤りのあるものがあった。

地方自治法により、地方公共団体の契約方法は一般競争入札を原則とし、例外として指名競争入札、随意契約等によることができることが定められている。また、越谷市の契約は、越谷市契約規則に基づいて契約事務手続きを行うこととされている。

委託契約の事務手続きを確認したところ、契約課が行うべき手続きが所管課で行われており、随意契約によることができない内容の契約について随意契約の契約方法が取られ、業者の選定数についても不足していたものである。(第三学校給食センター)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、当該契約は、予定価格が50万円を超えることから、随意契約ではなく、競争入札の方法を取るべきところ、誤って随意契約により契約を締結し、履行してしまいました。

このことは、契約課に依頼すべき案件を自所属の随意契約と錯誤したこと及び、契約規則で定める予定価格の確認不足により、自所属にて手続きを行ったものであります。

今後は、越谷市契約規則及び越谷市随意契約事務取扱要領に基づいた委託契約を行うよう職員に周知し、併せて承認者及び決裁者が確認を徹底することで再発防止に努めてまいります。